
第2章 人権施策の推進

1 人権の視点に立った行政の推進

宮崎県総合計画 2023 では、「安心と希望の未来への展望」という基本理念の下、令和 22(2040)年の宮崎県の目指す将来像として「一人ひとりが生き生きと活躍できる社会」「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」「力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会」を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

この目指す将来像を実現するためには、その前提として、全ての人の人権が尊重される社会づくりが欠かせません。

そこで、宮崎県では、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など、個別の人権課題に関する施策を展開するだけでなく、県行政のあらゆる分野において職員一人ひとりが人権尊重を基本として業務を推進するため、以下のとおり取り組みます。

(1) 職員の人権意識の向上

職員一人ひとりが人権行政の担い手であるとの認識を持ち、人権意識の向上を図るため、それぞれの職位に応じた人権研修を実施します。

また、社会の変化に伴い新たに生じる人権課題に対して適切に対応するため、適宜、研修内容の充実・見直しを行います。

(2) 人権に関する県民意識の的確な把握

県内の人権の状況について、毎年度、市町村と意見交換を実施するとともに、必要に応じて関係団体等から意見を聴取します。

また、人権問題に関する県民意識について現状を把握するとともに、人権問題に対する県民の関心を高めるため、人権に関する県民意識調査を定期的実施します。

2 人権意識の高揚を図るための施策

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発

県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

ア 家庭における人権教育・啓発

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っていますが、近年、少子化・核家族化といった家庭環境の変化などに伴い、子どもへの過保護や過干渉、放任といった現状が見られ、家庭における教育機能の低下が指摘されています。

また、家庭内においては、子どもへの虐待、高齢者への介護放棄、更には配偶者等によるドメスティック・バイオレンス（DV）⁷などの様々な人権問題が生じており、生活の基礎となる家庭でそのような問題を生じさせないための対策を講じていく必要があります。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

- (ア) 大人自身が偏見をもたず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。
- (イ) 子育てや家事、介護等についての不安や悩みに関する相談体制の充実に努めます。
- (ウ) 子育てや家事、介護等について、固定的な性別役割分担意識⁸にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会⁹の実現に向けた家庭づくりを図るため、啓発活動の充実に努めます。
- (エ) かけがえのない生命、身体そして家族を大切にす心や習慣を大人も子どもももてるよう、豊かな人間性を育む家庭教育の支援に努めます。

イ 学校における人権教育

学校においては、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児・児童・生徒・学生に、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けさせるとともに、人権に関する知識や人権を尊重する意識・態度も身に付けさせていく必要があります。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

- (ア) 子どもたちの人権尊重の精神を育成していくためには、まず子どもの人権を尊重することが大切です。このため、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の趣旨を踏まえて、一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や教育活動に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。
- (イ) 子どもたちが、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることができるように、人権教育に関する指導内容や方法を充実させます。
- (ウ) 「いじめ防止対策推進法」（平成 25（2013）年制定）に基づいて作成した「宮崎県いじめ防止基本方針」（平成 26（2014）年 2 月策定）にのっとり、いじめは深刻な人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対

⁷ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力など、様々な形態がある。

⁸ 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

⁹ 男女共同参画社会：男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

象としたいじめの未然防止の観点が重要であることから、「いじめは決して許されない」ことの理解や、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度の育成等のために、学校の教育活動全体を通じ、人権教育、道徳教育や特別活動、体験活動等の充実を図ります。

- (エ) 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動など多様な体験活動や、高齢者、障がい者、外国人等との交流の機会などの充実を努めます。
- (オ) 高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において人権教育に関する取組に一層の配慮がなされるように促していきます。特に教育、医療、福祉に関わる分野において人権に関する講座が開設されるように促していきます。
- (カ) 幼稚園等の幼児に対しては、人権を大切にすることを育てるため、家庭や地域の実情に応じた適切な教育や保育が実施されるように促していきます。
- (キ) 子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が一層可能となるよう、指導者の養成や研修の充実を努めます。

ウ 地域社会における人権教育・啓発

地域社会には、家庭や学校とともに、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを再認識し、家庭と学校、地域社会が連携して、各種学習機会や情報の提供、生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要です。

その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権上問題のある出来事に接した際に、人権への配慮がその態度や行動に現れるような、人権感覚の高揚を図る必要があります。

また、地域の実情に応じ、住民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念について理解を深めるような啓発活動を実施することが必要です。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

- (ア) 社会教育の視点から公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を努めます。
また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むための社会奉仕体験活動・自然体験活動などの多様な体験活動や高齢者、障がい者、外国人等との交流の機会の充実を努めます。
- (イ) 高齢者の学習機会の体系的整備をはじめとして、生涯にわたって、いつでも、どこでも自由に人権に関する意識を高める教育が受けられるような学習機会の整備、充実を努めます。

(ウ) 学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの活用を図るとともに、身近な課題を取り上げたり、様々な人とふれあう体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動に取り組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究に取り組みます。

また、人権問題について正しい理解を深めるための学習資料の提供に努めます。

(エ) 地域社会における啓発活動は、地域に密着したきめ細かい多様な事業が展開される必要があることから、法務局、県、市町村が連携を図り、また、NPO¹⁰等の協力を得ながら、啓発イベントの開催、資料の作成・配布などを行うことにより、県民が人権尊重の重要性を認識するとともに、それが日常生活の中で態度面、行動面等において根付くような効果的な事業の展開を図ります。

(オ) P T Aをはじめとする社会教育関係団体、民生委員・児童委員、消防団等の各種団体は、地域社会を基盤として活動を続けていることから、地域社会における人権教育・啓発を推進する上で重要であり、構成員等の連帯や団体相互の交流を通じて人権意識の高揚を図るよう支援します。

(カ) 地域社会において人権教育・啓発を先頭に立って推進していく指導者の養成、及びその資質の向上を図り、地域社会における教育指導体制の充実、さらには、NPO等との協働に努めます。

エ 企業等における人権教育・啓発

企業等では、男女間等の不公正な採用や賃金・昇進、職場におけるセクシュアル・ハラスメント¹¹やパワー・ハラスメント¹²などの人権問題を解決することが重要な課題となっています。

また、今日では、企業等も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考えが定着し、その社会的責任（C S R : Corporate Social Responsibility）が重要視され、企業等が提供する商品やサービスの安全性への十分な配慮など、職場の中で働く人々の人権への配慮のみならず、顧客・消費者、取引先等の人権や地域社会に配慮することも求められています。

このことから、企業等には、人権問題についての従業員研修の積極的な実施及び地域における人権啓発活動や各種イベント等への積極的な参加・協力など、人権意識のさらなる高揚のための取組が期待されています。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

¹⁰ NPO (Non Profit Organization) : 民間の非営利活動団体のことで、営利を目的とせず、自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体をいう。

¹¹ セクシュアル・ハラスメント : 性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

¹² パワー・ハラスメント : 職場において、職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

- (ア) 企業等が従業員を採用するに当たっては、採用方針・採用計画の決定―募集―選考―採否通知等の一連の過程において、一貫して人権が尊重され、公正に行われるよう、労働局と連携しながら、その普及・啓発に努めます。
- (イ) 企業等内で取り組まれる人権教育・啓発活動に対しては、資料や教材の提供、研修講師の派遣・斡旋を行うなど、その取組を支援します。
- (ウ) 県等が啓発事業として開催する講演会等への積極的な参加を促進するため、企業等への講演会等の開催の情報提供に努めます。

(2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に当たっては、以下に掲げるような人権と関わりの深い特定の職業への従事者に対する人権教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚を特に図る必要があります。このため、それぞれの職業に応じた次のような施策の推進を図ります。

ア 公務員

人権に配慮した行政を推進するためには、すべての公務員が、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けることにより、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。

このため、人権意識の高揚を図るための研修等の内容や手法を充実させるとともに、人権問題に関する研修会等への職員の参加に努めます。

イ 教職員等

教職員等は、学校や幼稚園等における教育活動・保育活動を通じて、すべての幼児・児童・生徒・学生に豊かな人権意識を育むため、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育の推進者として必要な知識・技術・態度を習得することが求められています。

このため、人権教育に関する研修において、人権問題についての正しい理解を深めるとともに、参加体験型学習（ワークショップ）の方法を取り入れるなど、研修内容の一層の充実を図り、教職員等自らの人権意識を高めるとともに、将来へのよりよい生き方につながる教育活動や保育活動の工夫改善に生かすことができる資料等の作成に努めます。

ウ 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等の医療関係者は、医療現場における患者の人権の重要性を認識し、インフォームド・コンセント¹³の徹底や適切な患者の処遇など人権に配慮した行動がとれるよう人権意識の一層の高揚が求められています。

このため、関係機関・団体に対し、これら関係者の人権意識の高揚を図るための研修等の

¹³ インフォームド・コンセント：患者が自身の状態や医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得のうえで治療を選択すること。

充実を要請します。

エ 福祉関係者

民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の福祉関係者は、高齢者や障がい者をはじめ、様々な人々の生活相談や介護などに携わっており、その職務の遂行に当たっては、個人の人権尊重や秘密保持など人権に配慮した行動が求められています。

このため、福祉関係者の資質向上を目的に行われている社会福祉研修センター事業等を通して、これら関係者の人権意識の高揚が図られるよう努めます。

オ 消防関係者

消防関係者は、火災をはじめとする各種災害から住民の身体・生命・財産を守ることを職務としており、人権に対する正しい理解と認識をもつ必要があります。

このため、県消防学校における人権意識の高揚を図るための研修等の充実を図るとともに、各市町村に対しても、その充実を努めるよう要請します。

カ 警察職員

警察職員は、公共の安全と秩序の維持という責務を遂行するに当たり、個人の権利や自由と密接な関わりをもつことから、人権に対する正しい知識をもつ必要があります。

このため、職務倫理教養を推進するとともに、警察学校における人権尊重に関する教育や、警察署等の職場における人権に配慮した適切な対応についての教養・研修等の充実を図ります。

キ マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、社会の情報の大部分を提供しており、人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を有するとともに、一方では、個人の名誉やプライバシーの侵害など人権侵害の危険性も有しています。

このため、マスメディア関連の企業・団体に対して、正確な情報を県民に提供するという公共的使命を踏まえながら、人権尊重の視点に立った取材及び紙面や番組の編集を行うように、社員等関係者の研修等をより一層充実するための取組を要請します。

ク 相談員

人権に関する相談業務に携わる人は、相談者の人権尊重や秘密の保持などはもちろん、二次被害を起さないよう、相談者に接する際には十分な配慮を行う必要があります。

このため、相談業務に携わる人に対して、人権に配慮した適切な対応が行われるように、教育・啓発の推進に努めます。

ケ その他

自治会長、公民館長、地域のスポーツ少年団関係者など地域住民と関わりの深い人々への人権教育・啓発については、各市町村に対し、その推進に努めるよう要請します。

また、議会関係者等についても、議会等において人権教育・啓発の取組が行われるように、情報の提供や講師の紹介等に努めます。

(3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備

人権教育・啓発を効果的に推進し、県民一人ひとりが人権の重要性を知識として身に付けるだけでなく、身近な問題としてとらえ、日常生活の中で人権に配慮した行動や態度に結びつくよう、以下のとおり取り組みます。

ア 人材の育成と活用

地域や企業、団体等の身近なところで人権教育・啓発を行うことのできる指導者の養成に努めるとともに、体系的な研修を企画できる、より専門的な指導者の養成に努めます。

また、新たな人権課題や効果的な研修方法についての知識習得を促すなど、指導者としての活用と資質向上を図ります。

さらに、人権尊重の取組を積極的・継続的に実践する個人・団体について、その取組を表彰・広報することなどにより、人権尊重思想の普及高揚を図ります。

イ 教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用

人権教育・啓発において、対象者の発達段階や知識、習熟度等に加え、時の経過とともに変遷する人権を取りまく情勢等も考慮し、基礎的なものから専門的なものまで体系的な学習ができるよう、教材・資料等を開発するとともに、その充実に努めます。

また、学習者が主体的に参加し、学習者相互の交流、意見の交換など様々な体験を通じて学び合うことができるようなプログラムの研究開発に努めます。

さらに、人権教育・啓発を行う際は、対象者の属性やニーズ、教育・研修等のレベルに応じた多様な内容及び手法の導入を図るとともに、広く県民を対象とした啓発を行う際には、様々なイベントと連携するなど創意工夫を凝らしながら積極的に推進していきます。

ウ 広報の充実

人権教育・啓発の推進における広報媒体として、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアが果たす役割は依然として大きく、県民に対し人権尊重の重要性を幅広く伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が重要です。

一方で、インターネット環境の普及に伴い、いつでもどこでもホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）¹⁴にアクセスできるようになるなど、情報収集・発信の方法が多様化していることから、これらの様々な媒体の特性、啓発内容や主な対象等を踏まえた効果的・効率的な取組を推進します。

¹⁴ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：登録された利用者同士がWeb上で交流できる会員制交流サイトのこと。LINEやInstagram、X（旧Twitter）など。

エ ネットワークの構築

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国、県、市町村、民間団体等の人権教育・啓発の実施主体の体制の充実・強化を図ります。

特に、人権啓発活動を総合的に行う拠点である宮崎県人権啓発センターを中心に、県民運動の推進母体である宮崎県人権啓発推進協議会をはじめとする民間団体等との連携・協働を図るとともに人権教育・啓発に関するノウハウを活用し、資料ライブラリーの活用、人権啓発・研修のリーダーとなる人材の育成の講座や研修事業、研修講師・指導者に関する情報の収集・提供、人権教育・啓発に関する資料の作成など、同センターが実施している事業の充実と周知を図ります。

3 相談支援体制の整備

人権問題に関する相談窓口としては、国（法務省）が常設及び特設の人権相談所を開設しているほか、各市町村に人権擁護委員¹⁵を配置し、その対応に当たっています。また、県及びNPO等においても、宮崎県人権啓発センターをはじめ、女性、子ども等各人権問題に応じた相談窓口を設置しています。

しかしながら、人権に関する相談では、女性や子ども、高齢者といった1つの人権課題だけでなく、「女性×高齢者」「障がい者×LGBT」など、複数の人権課題が複雑に絡み合っている事例も少なくありません。このような、複雑・多様化した相談に対し、情報提供や適切な助言を行うためには、相談員等の資質向上に加え、国、市町村、NPOなど様々な機関との連携が重要になります。

また、平成28（2016）年に施行された部落差別解消推進法等のいわゆる人権三法では、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担や地域の実情に応じ、差別に関する相談に的確に応じる体制の充実を図るよう努めることとされるなど、人権に関する相談体制の充実・強化が求められています。

さらに、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、自分の人権が侵害されたと思ったことがある方を対象に「人権侵害を受けた時どのようにしたか」との問いに対し、「黙って我慢した」との回答が約7割に達するとともに、県や市町村の相談窓口相談した人の割合が3.1%から2.5%に減少するなど、相談窓口を利用する人が依然として少数にとどまっていることから、その周知を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、人権に関する相談体制の充実・連携や相談窓口の周知を図るため、以下のような取組を推進します。

(1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携

人権問題に関する相談員の資質向上を図るため、人権相談に関する研修を実施するとともに、研修方法・内容を工夫します。

¹⁵ 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間ボランティアの方々。人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行っている。

複雑・多様化する人権相談に的確に対応するため、宮崎県人権啓発センターを中心に、それぞれの人権問題に応じた相談窓口の業務について相互理解を図ります。

誰もが安心して相談できるように、プライバシーの保護を徹底するとともに、相談場所や方法を配慮します。

(2) 相談窓口の周知

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアのほか、県及び市町村の広報誌やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用して、どこにどのような相談窓口があるのかなどの情報提供に努めます。